

申請に係る注意事項

◆未成年者の申請

- ・5年旅券のみです。
- ・申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者または後見人の署名(直筆)が必要です。
- ・親権者が遠隔地にいる場合は、親権者の署名(直筆)のある「同意書」と「同意書を郵送した封筒」をあわせて提出してください。(同意書は各旅券窓口にあります。)
- ・親権者、後見人の確認、あるいは日本国籍の有無について確認するため、別途必要書類の提出をお願いします場合があります。

◆代理人による申請書類の提出

- ・申請書の必要事項は、申請者本人が記入してください。
- ・申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」の記入が必要です。
- ・申請に必要な書類の一式を代理人が持参してください。
- ・申請者本人と、代理人の本人確認書類が必要です。(コピーは不可)P6を確認してください。
- ・有効旅券の紛失、焼失、損傷等の届出が必要な方、居所申請に該当する方などは代理申請ができません。本人申請に限ります。

◆「刑罰等関係欄」に該当する場合

- ・申請書の「刑罰等関係欄」に該当する方は、外務省の個別審査が必要となりますので、熊本県庁旅券窓口まで事前にお問い合わせください。審査には1~2ヵ月程度を要し、審査の結果、旅券を発給できない場合もあります。熊本県庁パスポートセンター 096-333-2160(直通)

◆その他

- ・本人確認書類(P6)の一つに印鑑登録証明書を使用した場合は、登録印(実印)が必要となりますので、申請の際にご持参ください。
- ・「所持人自署欄」は訂正できません。新しい申請書に書き直してください。
- ・多くの方の申請書を代理で提出する場合は、事前に各市町村へ連絡をお願いします。

下記に該当する方は、お住いの市町村窓口へ事前にお問い合わせください。

特別なお説明、別途必要な書類があります。熊本県ホームページもあわせてご覧ください。

- ・有効な旅券を紛失・焼失・損傷(ページが切れている、ボールペンで書き込みをした等)した場合
- ・有効な旅券の記載事項(氏名、本籍地の都道府県、性別、生年月日)に変更がある場合
- ・有効期限が1年以上残っているが、査証を取得する等の理由で切替を希望される場合
- ・有効な旅券の査証欄の余白がなくなった場合
- ・住民登録が他の都道府県にあるが、熊本県での居所申請を希望する場合(該当する方については学生や単身赴任者など、一定の条件があります)
- ・外国からの一時帰国(日本国内に住民登録をしていない方に限ります)による居所申請の場合
- ・外国人との婚姻、父母のいずれかが外国人など、へボン式ローマ字以外の表記を希望する場合

~申請から受領まで約2週間かかります~

申請には余裕をもってお早めにおこしてください。

旅券(パスポート)の申請案内

(令和5年7月現在)熊本県

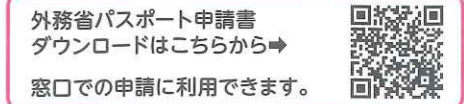
旅券の申請窓口は、住民登録(現住所)のある市町村です!

※住民登録が他の都道府県にあっても、学生や単身赴任者など一定の条件を満たす方については、熊本県で申請ができる場合があります(居所申請)。居所を証明する書類等が必要です。事前に各市町村又は県庁旅券窓口(096-333-2160)へお問い合わせ下さい。

旅券(パスポート)のオンライン申請

※オンラインでパスポートの切替申請ができます。(一部の窓口では新規申請等もできます。)パスポートの受取りは、各市町村旅券窓口です。詳しくはマイナポータルサイトをご覧ください。

(切替申請)有効期間が1年未満で本籍地の都道府県、氏名性別に変更がない方、査証欄の余白がない方(新規申請)初めてパスポートを申請する方、パスポートの有効期限が切れている方(記載事項変更)本籍地の都道府県、戸籍の氏名性別変更、旧姓外国氏名等併記(削除)する方(紛失届出と新規申請)パスポートを紛失された方が新規申請するとき。



申請に必要な書類等

※従来どおり窓口での紙申請も利用できます。

申請の種類	新規申請	有効期間が残っている場合の申請				
		残存有効期間1年未満での申請(氏名等の変更なし)	氏名・本籍の都道府県名・性別・生年月日が変わった場合	旅券の査証欄の余白がなくなった場合		
必要な書類			訂正新規	残存有効期間同一旅券	新規	残存有効期間同一旅券
1 申請書 1通	○	○	○	○	○	○
2 戸籍謄本 1通 (提出の日前6ヵ月以内に発行)	○	原則不要	○	○	原則不要	
3 写真 1枚 (提出の日前6ヵ月以内に撮影)	○	○	○	○	○	○
4 本人確認書類	○	不要 (旅券で確認)				
5 前回の旅券	○ (失効した旅券)	○ (有効な旅券) ※交付時も持参してください。				
6 住民票 1通 ※居所申請の場合等は必要	原則不要	原則不要				

※上記以外の申請等については、必要な書類が内容によって異なりますので、各旅券窓口にお問い合わせください。

1 申請書(令和5年3月改正の新様式を使用する。)

- ・用紙は各旅券窓口にあります。
- ・ダウンロード申請書を利用される場合は、外務省ホームページからダウンロードしてください。
- ・成年:10年用又は5年用から選択
- ・未成年:5年用(法定代理人の署名が必要)

2 戸籍謄本(全部事項証明書)(提出日前6ヵ月以内発行)

- ・戸籍抄本(個人事項証明書)では受付できません。
- ・戸籍上の氏名、本籍地の都道府県、性別等に変更があるときは戸籍謄本が必要です。
- ・同一戸籍内の方が同時に申請する場合は1通で可。

3 写真(提出日前6ヵ月以内に撮影)

- ・大きさなど基準があります。(P4~5参照)

4 本人確認書類

- ・マイナンバーカード運転免許証など。(P6参照)

5 前回の旅券

- ・有効期間内の旅券は、申請時と交付時併せて2回必ず持参してください。
- ・有効旅券を紛失した場合は、紛失届が必要です。
- ・有効期間が切れている旅券は窓口へ提出してください。(希望があればVOID処理して返却できます。)

6 住民票

- ・居所申請(県外に住民票登録)の場合は世帯全員の住民票が必要です。なお、居所申請には必要な条件があります。

7 残存有効期間同一旅券

- ・有効期間の末日が、現在の旅券と同じになります。(手数料6千円、旅券番号は変わります。)
- ・記載事項変更、査証欄の余白がない場合に選択できます。

旅券の交付(受領)について

※旅券の受領は、年齢に関わりなく、必ず申請者ご本人が窓口においてください。

※申請した旅券は、交付予定日以降、できるだけ早くお受け取りください。発行日から6ヵ月以内に受領しなかった旅券は失効し、失効後5年以内に、新たな旅券を申請されるときは、通常より高い手数料となります。(加算6,000円)

※交付予定日まで、申請日を含め最短で、平日のみ(土・日・祝休日・年末年始を除く)を数えて下表の日数がかかります。

※交付(受領)の際は、申請時にお渡しした旅券引換書(受領証)及び手数料(収入印紙と熊本県収入証紙)をお持ちください。

※年齢は、「年齢計算二関スル法律」に基づき、誕生日の前日に1歳加算されます。

申請の種類	手数料額(合計)	内 訳		交付予定日/平日のみを数える		
		収入印紙	熊本県収入証紙	熊本市	その他の市町村	支 所
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円	8日	9日	11日
5年旅券(申請時12歳以上)	11,000円	9,000円	2,000円			
5年旅券(申請時12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円			
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円			
未交付失効時加算	6,000円	4,000円	2,000円			

記入例

申請書は5年用と10年用があります。

※申請時未成年の方は、5年用に限りませす。
※令和5年3月改正の新様式を使用してください。

○所持人自署欄
この署名は、パスポートに転写されます。必ず申請者本人が日本字又はローマ字(筆記体)で署名してください。

(本人署名の例)
水前寺 太郎

Taro Suizenji

小学生以上の方は、必ず本人が署名してください。(ひらがま可)

(子供の署名例)
すいぜんじ たらう

乳幼児や障がいのある方(手帳の提示をお願いします。)等で、署名をすることが困難な場合に限り、申請者本人に代わって次の順位で代理署名することができます。

- ①法定代理人(親権者・後見人など)
- ②配偶者
- ③海外渡航の際の同行者

水前寺 太郎
水前寺花子(母)代筆

Taro Suizenji
by H. Suizenji (Mother)

○署名として良くない例
(枠からはみでたもの)

Taro Suizenji

(なぞり書きしたもの)

水前寺 太郎

(かすれたもの)

水前寺 太郎

(汚れたもの)

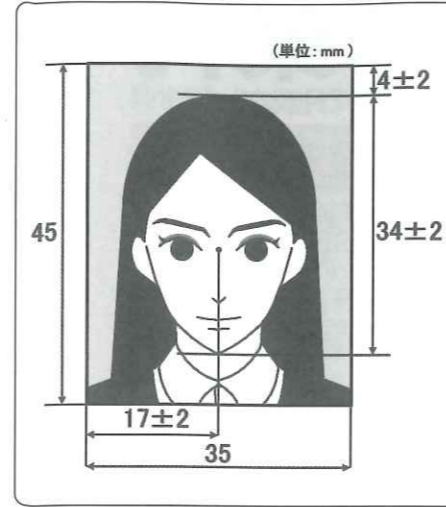
水前寺 太郎

(二段になっているもの)

Taro Suizenji

- ◆黒又は青の濃いインクで、所定の枠内にかい書体(所持人自署欄は除く)で記入してください。
ただし、消えるボールペンは使用しないでください。
- ◆記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。
ただし、「所持人自署欄」の訂正はできません。(新しい申請書に書き直してください。修正液や修正テープは使用しないでください。)
- ◆申請書は機械で読みとりますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。

※不明な点は遠慮なくお尋ねください。



旅券用提出写真について

- ・6カ月以内に撮影されたもの。
 - ・「旅券に印刷された人物」と「旅券を所持している人物」が同一人物であると、容易に確認ができるもの。
 - ・申請者本人のみが撮影されたもの。カラー、白黒どちらでも可。
 - ・左図の規格を満たした、線やふちがないもの(ペンで枠線等を引かないでください。)(顔の大きさは、頭頂から顎までで、頭に余白が必要ですので注意してください。)
 - ・正面向き、無帽、無背景のもので、影がないもの。
- ※写真の裏面(下部)に氏名を記入(強い筆圧で記入しないこと)し、切らずに、また申請書に貼らずにお持ちください。この写真が旅券に転写されます。
※その他詳細については、5ページの記載をご覧ください。

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 5年用

受理年月日 受理番号 窓口 記入欄 有効期間 発行年月日 交付年月日 旅券番号

氏名(左詰めで記入) ヨミカタ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は「マ」「ン」等と記入してください。)

姓(戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください) 名
水前寺 太郎

姓 SUIZENJI 名 TARO

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)
水前寺 太郎

性別 年齢 600401

籍 熊本県 熊本市中央区本丸1番

現住所 (住民票に記載の住所) 熊本中央区水前寺6丁目18番1号00マンション301号

電話 096(383)1111

携帯 090(ΔΔΔΔ)XXXX

メールアドレス ΔΔ@XX.CO.JP

その他勤務先など日中の連絡先(株)○○電話 0965(ΔΔ)XXXX

住所 玉名市岩崎1004-1

氏名 水前寺 花子 申請者との関係 母 電話 0968(00)ΔΔΔΔ

刑罰等関係

現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内に「印」を記入してください。)

「はい」の場合 どの国の国籍ですか。取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

外務省コード欄 03 13条 10 別名併記 04 別立地域 11 非ヘボン

官庁コード

(別記第2号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

戸籍どおりのかき書体で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりに記入してください。(アパート名・部屋番号等含む)

海外旅行中に緊急の連絡がとれる方を記入してください。(一緒に旅行する方以外を記入します)

二重国籍の方は、「はい」にレ印を記入してください。

出発予定日 令和5年11月20日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の口に「印」をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今回の渡航先(渡航先国名と、コード番号を参照して国コードを記入してください)

国名 該当する場場合に限り 記入してください

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。姓と名のどちらか一方の場合もあります。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名を記し、前記の「P」別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))

姓 名

注: 旅券面の表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(、-など)や、数字(0並など)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣 令和 年 月 日
大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要で、署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください。)(署名が困難な場合は、本人代理のため印刷登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人確認欄

本人 代理 非 別名 長音 表記

代理人が提出する場合には、この申請書を必ず記入してください

未成年者または成年被後見人が申請する場合は、法定代理人(親権者、後見人)が戸籍どおりにかき書体で署名してください。

○委任申出書
代理人が提出する場合、必ず記入してください。法定代理人が書類を提出する場合、記入は不要です。

代理提出の場合、必ず申請者本人が記入してください。(部分訂正不可) 代筆が必要な場合は、事前にご相談ください。

代理提出の場合、必ず引受人本人が記入してください。

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

申請者記入 令和 年 月 日

引受人氏名 水前寺ひとみ 申請者との関係 専

引受人住所 熊本市中央区水前寺6丁目18-1-301

引受人記入 令和 年 月 日 連絡先電話番号 096(383)1111

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和59年4月30日

注 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

申請書を代理人が提出するときには、代理人の本人確認書類(免許証等)も必要です。

《次の写真は受付できません》

- ×左図(4ページ)の規格に合わないもの、証明写真としてふさわしくないもの。
 - ×不鮮明、変色、傷がついているもの、影があるもの。
 - ×目元がはっきり確認できないもの。(髪や眼鏡のフレームが目にかかっているもの、眼鏡のレンズが反射している・レンズの色が濃い・フレームが大きく顔を覆う面積が大きいものなど)
 - ×カラーコンタクトやフチを広げる(ディファイン)コンタクトを着用しているもの。(瞳の色や大きさを変えないものは受付しますが、渡航先の出入国審査において質問等を受けた場合は、自己責任による対応となります。)
 - ×巾の広いヘアバンドや装飾品(髪飾り、イヤリング、ピアス、ネックレスなど)、マスクや絆創膏などで顔の器官が隠れているもの。
 - ×顔や首が確認しにくいもの。(髪、ハイネック、スカーフ、襟が大きな服等で首回りが隠れているものなど)
 - ×タンクトップ等で肌の露出が多い服。
 - ×背景に誤認されるもの。(顔まわりにファーがある服、パーカー等でフードが大きな服)
 - ×人物及び着衣が背景と同一色で区別が付きにくいもの。(白いシャツに白い背景など)
 - ×表情が平常と著しく異なるもの。(泣いたり、笑ったり、歯が見えたりなど)
 - ×グラデーションのある背景
- ※写真が規格に合わない場合は、撮り直しをお願いすることがあります。
 ※上記に記載しているものは、あくまで一例となります。不明な点は各市町村へ事前にお問い合わせください。
 ※できるだけ専門の写真店で旅券(パスポート)用と指定し撮影してください。
 ※ボックス写真を利用する場合や、自宅でプリントする場合は、規格に合わないときがありますのでご注意ください。

◆氏名のローマ字表記

- ・ローマ字表記は、ヘボン式ローマ字が原則です。
- ・パスポートと航空券等の氏名表記が1字でも違っている場合は、航空機等への搭乗ができないことがありますのでご注意ください。
- ・次のものは、下記のとおり記入してください。

し → SHI	ち → CHI	つ → TSU	ふ → FU	じ・ぢ → JI	ず・づ → ZU
しゃ → SHA	しゅ → SHU (しゅう)	しよ → SHO (しよう)	ちゃ → CHA	ちゅ → CHU (ちゅう)	ちよ → CHO (ちよう)
じゃ → JA	じゅ → JU (じゅう)	じよ → JO (じよう)	りゃ → RYA	りゅ → RYU (りゅう)	りよ → RYO (りよう)

- ・撥音: B・M・Pの前の「ん」は、Nの代わりにMを置く。
(例) なんば → NAMB A
 - ・促音: 子音を重ねる。
(例) はっとり → HATTORI
 - ・長音: 原則として、記入しない。
(例) ゆうか → YUKA
- ただし、氏名に「O」を含む長音があり、「OH」など上記以外の表記(長音表記)を希望される場合は、あらかじめ申請窓口にご相談ください。
(例) さとう → SATOH

※今後は、変更はできませんのでご注意ください。

※同一の家族内で氏(姓)の表記が異なる場合、入国審査時に支障が生じることもありますので、氏(姓)のローマ字表記は家族間で統一してください。

◆ヘボン式ローマ字以外の表記(非ヘボン式ローマ字表記)を希望される方

- ・ヘボン式ローマ字以外の表記を希望される方や、国際結婚・父母のいずれかが外国人などの理由で外国式の氏(姓)等を別名併記したい方などは、ローマ字綴りを証明する外国の政府など公の機関が発行した書類等の提示が必要です。事前に各市町村にご相談ください。

※ヘボン式ローマ字以外の表記の例

佐藤さんがSMITHさんと結婚し、戸籍を「スミス」とした場合 (例) SMITH

※別名併記の例

佐藤さんがSMITHさんと結婚し、戸籍は「佐藤」のままの場合 (例) SATO (SMITH)

◆本人確認のための書類

- ・本人確認書類は、有効な原本が必要です。(コピーは不可)
- ・氏名、生年月日、性別、フリガナ、住所、本籍地等が申請書の記載内容と一致しているものに限り、
- ・書類がそろわない場合や、ご不明な点がある場合は、各市町村にお問い合わせください。

① 1つの提示でよいもの

A	日本国旅券(有効なもの又は失効後6ヵ月以内のもの)、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降に発行されたもの)、マイナンバーカード(通知カードは不可)、写真付き住基カード、船員手帳、海技免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、官公庁(独立行政法人・特殊法人・官公庁の共済組合を含む)の職員証明書で写真の貼ってあるもの など
---	---

② 2つ必要なもの(Bから2つ又はBとCから1つずつ。C+Cは不可)

- (例) B+B 健康保険証+年金手帳(証書)、健康保険証+印鑑登録証明書と実印
- (例) B+C 健康保険証+失効した旅券

B	健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書と実印(印鑑登録カードは不可)、介護保険被保険者証 など
C	写真貼付の身分証明書(学生証、社員証明書など)※1、写真貼付の公的機関発行の資格証明書※1 在学証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)、失効した旅券(失効後6ヵ月を経過したもの)、子ども医療費受給資格者証※2、母子手帳※3など

- ※1 写真貼付のものは、氏名・生年月日が記載され、さらに写真に割り印又はラミネート加工がなされたものに限り、
- ※2 市町村によって名称が異なります。
- ※3 就学前(小学生未満)に限り、

◆大事なお知らせ

- ・旅券は、日本国政府が、海外であなたが日本人であることを証明する国際的な身分証明書であり、不測の事態が起こったときに、外国政府に対してあなたに必要な保護と援助を与えるよう要請する重要な公文書です。そのため、申請から受領までには一定の期間が必要となります。また、紛失したり盗難にあつたりすると変偽造され、犯罪に利用される恐れがあります。大切に保管してください。

◆海外旅行の前にご確認ください

- ・海外では、入国の際に旅券の残存有効期間3ヵ月から6ヵ月以上を求められる場合が多いので、旅行前には必ず旅券の残存有効期間を確認してください。
- ・外務省では、海外の安全情報専門のホームページを開設しています。旅行先の危険情報などを調べたいときは、こちらをご覧ください。また、海外渡航予定がある方は、「たびレジ」にご登録ください。旅行期間中、緊急事態発生などの安全にかかわる情報配信や安否確認等のサポートを受けることができます。

海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



たびレジ
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>



◆早期発給及び緊急発給などの申請・交付の窓口(必ず、事前電話でご相談ください)

- 早期発給: 市町村窓口で申請すると出発日に間に合わない方で、予約済eチケット等を提示できる方(所要日数は平日のみ数えて5日)。ご本人の申請に限り、格安航空券等やパッケージツアーの予約締切日に間に合わない方などは対象外ですので、市町村窓口で申請してください。
 - 緊急発給: 海外で親族の方が病気や事故で死亡・緊急入院された等の理由により、緊急に渡航する必要がある場合に行う申請です。ご本人の申請に限り、親族の方との関係性や状況を確認するための資料が必要ですので、必ず事前にご連絡ください。
- 相談窓口: 熊本県庁 パスポートセンター 熊本市中央区水前寺6-18-1 新館1階 096-333-2160(直通)
 *土日休日、時間外は096-383-1111で番号案内があります。緊急発給相談に限り、

◆その他、申請手続きについての詳細は熊本県ホームページをご覧ください。

熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/>
 (「旅券(パスポート)」で検索してください)

